

## 第7 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

### 1 届出者の手続

#### (1) 届出内容

有料職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者は、職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下「取扱職種の範囲等」という。）を定めたとき及びこれを変更したときは、事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣へ届け出なければならない（法第33条の12、則第24条の4、無料職業紹介事業においては法第33条第4項において準用する。）。

ただし、一事業所について届出を行うときは、当該事業所に係る事業所管轄労働局へ届け出ても差し支えない。

この届出をしてない場合には、法第5条の5の規定による求人受理義務、法第5条の6の規定による求職受理義務が全職業・全地域の求人・求職について課される（ただし、第3の3の(3)のトの(ホ)参照）ものであるため、これを職業紹介事業者又は職業紹介事業者となろうとする者に説明を行い、取扱職種の範囲等を定めるか否かを任意で判断させる。

当該届出を行う場合における取扱職種名の記載については、原則として平成23年版厚生労働省編職業分類の中分類によるものとする。ただし、求職者の受付手数料や求職者手数料を徴収する職業のみに範囲を定める場合については、従来の区分によることが適当であり、これらの手数料の徴収が可能とされる職種であることが明確となるように記載させるとともに、必要に応じ助言、指導等を行う。

また、日本国内で取扱い地域の範囲を限定する場合には、原則として都道府県名又は都道府県名及び市町村名を用いることとし、国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国名については、原則として、以下の(4)によることとする。

#### (2) 届出様式

届出は、有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第6号)（以下「取扱職種範囲等届出書」という。）3部（正本1部、写し2部）を作成し、事業主管轄労働局（一事業所の場合にあっては、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局）に提出することにより行う。

#### (3) 提出の時期

この届出については、新規許可又は更新許可の申請を行う際に取扱職種範囲等を定めたときは、許可申請書の提出に併せて取扱職種範囲等届出書に取扱職種の範囲を記載して届け出ることが必要である。

#### (4) 国外にわたる職業紹介を行う場合の取扱い

国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国を定めたときは、取扱職種範囲等届出書に、上記(1)により当該取扱職種の範囲を定めるとともに、相手先国名については、外務省が作成している各国・地域情勢に記載された名称を用いることとする。

### 2 許可証記載事項の書換

既に許可を受けている事業者の場合は、取扱職種範囲等届出書の内容に基づき、許可証を書き換えるものとする。

書換後の許可証を従前の許可証と引き替えに取扱職種範囲等届出書を受理した事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局を経由して交付するものとする。

### 3 許可証の取扱い

届出者は、書換後の許可証の交付を受ける場合は、現に受けている許可証を返納する。

なお、返納された許可証は、第5の7の(2)により取り扱う。

## 第7 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

### 4 変更命令通知等

イ 取扱職種の範囲等の届出について、厚生労働大臣は合理的な理由なく特定の属性（国籍等）を持つ者を求職者とするを業務の範囲から除外する等の不当な差別的取扱いをするものであると認めるときは、期限を定めて、取扱職種範囲等変更命令通知書（様式第6号の2）により、その変更を命令することができること。

ロ 法第32条の12第3項（法第33条第4項、法第33条の3第2項及び法第33条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による取扱職種の範囲等の変更の命令に関する権限は、当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

### 5 変更

いったん届け出た取扱職種の範囲等を変更しようとするときは、1から4までに準じて取扱う。

### 6 取扱職種の範囲等の明示との関係（法第32条の13、則第24条の5）

次に掲げるものについて、求人者及び求職者に対して、原則として求人者の申込み又は求職者の申込みを受理した後、速やかに書面の交付又は電子メールを利用する方法により明示しなければならないこととされている（第11の5の(3)参照）。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りではない。

なお、電子メールを利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者が、電子メールを利用する方法（電子メールの受信者がプリントアウトできるものに限る。以下同じ。）を希望し、かつ、実際に電子メールが書面の交付を受けるべき者に到達した場合に限られるものであること。

この場合において、書面の交付を受けるべき者が、電子メールを利用する方法を希望するときは、希望するファイルへの記録の方式（添付ファイルを使用する場合のソフトウェアの形式及びバージョン）を書面の交付を行うべき者に対して明示することによるものとする。

①取扱職種の範囲等

②手数料に関する事項

③苦情の処理に関する事項

④求人者の情報（職業紹介事業に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

このうち、①は、職業紹介事業の実施範囲を確定する極めて重要な明示事項である。